

意見書案第3号

ヤングケアラー支援の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年6月28日

羽曳野市議会

議長 松井康夫 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

金銅宏親

竹本真琴

黒川実

笠原由美子

ヤングケアラー支援の充実を求める意見書

近年、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い家事や家族の世話をを行うことで自身の育ちや教育に影響を及ぼしている若者、いわゆる「ヤングケアラー」に関する社会問題が、我が国においてもようやく注目を集めるようになってきた。

世界に先駆けてヤングケアラーの支援に取り組んできた英国においては、1980年代末にこうしたヤングケアラーの存在が知られるようになり、1990年代初頭から、このような子どもたちの研究及び調査、支援が行われ始めた。その経過を見ると、ヤングケアラーのための法整備とともに、その支援に精通した人材の育成も積極的に行われている。

我が国においては、昨年末の全国規模での実態調査を踏まえ、厚生労働省と文部科学省が連携したヤングケアラーの支援構築に向けたプロジェクトチームにより、先般ヤングケアラーについての調査報告書がとりまとめられたところである。

現在、ヤングケアラーについての支援制度が確立されていないことから、潜在化しているヤングケアラーの早期発見と支援体制づくりについて早急に検討していく必要がある。

よって、政府及び国会におかれては、ヤングケアラーを支援するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. ヤングケアラーに対する法的位置付けまたは制度上の定義、および支援に関する基本理念を定め、国、都道府県、市区町村、または事業者および関係機関の役割を明らかにすること。
2. ヤングケアラーの置かれている環境の実情把握とともに啓発を行い、ヤングケアラーに関する社会問題のさらなる周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 各宛